平成２６年（フ）第１２７４０号
東京都葛飾区宝町２丁目６―11―203
債務者　西　　淑子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７４１号
東京都葛飾区宝町２丁目６―11―203
債務者　佐藤　　結
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７４２号
神奈川県横浜市鶴見区仲通１丁目59―１―202
債務者　小泉　徹也
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７４３号
東京都荒川区荒川５丁目10―１―302
債務者　高橋ゆきい
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７４５号
東京都練馬区練馬１丁目35―１　東京第２ビル206
債務者　琴畑　政敏
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７４８号
東京都足立区西保木間２丁目17―７―401
債務者　木下　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７５０号
東京都杉並区井草４丁目16―20―204
債務者　渕田　壽子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７５１号
東京都江東区平野１丁目２―21―401
債務者　後藤小百合
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７５６号
東京都足立区入谷５丁目10―８―106
債務者　山下　和美
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７５７号
東京都国立市谷保5837―303
債務者　箕井　貴子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７５９号
埼玉県さいたま市桜区田島４丁目26―17―202
債務者　富田美由紀
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７６０号
東京都練馬区春日町４丁目35―20―101
債務者　岸本　孝一
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２７６１号
東京都江戸川区篠崎町１丁目28―２―201
債務者　嶋村　　遼
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３９号
静岡県富士市中野台１丁目19番８、前住所静岡県富士市宮島1056番地の１
債務者　南部美津子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月26日午前10時35分
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第９８７号
東京都八王子市戸吹町323番地１
債務者　平口　初枝
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部